新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー

富士宮市教育委員会　R3.9.3 版

◎このフロー図は、文部科学省・静岡県教育委員会の対応及び保健所の見解を参考としています。

児童生徒及び御家族が、PCR検査等を実施した場合及び濃厚接触者に特定された場合、速やかに学校に報告してください。

新型コロナウイルス感染

① 児童生徒の感染が判明した場合

② 教職員等の感染が判明した場合

○在籍校は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業
・在籍校は、感染状況を調査・消毒、必要に応じて下校
・以下を基準に、臨時休業を検討

学級閉鎖（5～7日程度を目安）	1　同一学級で複数の児童生徒の感染が判明した場合 2　感染が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 3　１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 4　その他、必要と判断した場合
学年閉鎖	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
学校全体の臨時休業	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

・該当児童生徒及び教職員は、入院又は自宅待機
・濃厚接触者の可能性がある児童生徒及び教職員は、自宅待機

○同居の兄弟姉妹等が通う他校種の学校は、通常授業
・兄弟姉妹は、自宅待機

◎臨時休業の期間（①②③④）
・消毒や濃厚接触者の特定等、保健所や医療機関と相談し、安全が確認されるまで。

◎出席停止の期間（①②③④）
○児童生徒及び教職員が感染した場合
・保健所や医療機関の指示による。

○児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合
・感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して２週間、保健所や医療機関の指示による。

○児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定されなかった場合
・特定されないと明確になる日まで。

③ 児童生徒及び教職員の同居家族等の感染が判明した場合（※１）

④児童生徒及び教職員が関係する施設やクラブ活動等で感染が判明した場合

○在籍校は、通常授業。場合によっては臨時休業（※2）
・該当児童生徒及び教職員は、自宅待機

（※１）安全性に配慮し、家族に感染の疑われる症状が出た段階で、児童生徒の出席を停止します。

（※２）濃厚接触者多数により、多くの児童生徒（原則、全児童生徒数の 30%）が登校できない場合等、保健所や医療機関と協議して判断します。

⑤ 児童生徒及び教職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

○在籍校は、通常授業
・該当児童生徒及び教職員は、自宅待機

◎出席停止の期間（⑤）
○同居家族の検査結果から判断する場合
・同居家族の陰性が確認されるまで。
・同居家族が陽性の場合は、上枠のとおり。

⑥ 児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定される可能性がある場合

○在籍校は、通常授業
・濃厚接触者の可能性がある児童生徒及び教職員は、自宅待機

◎出席停止の期間（⑥）
○濃厚接触者に特定された場合
・感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して２週間、保健所や医療機関の指示による。
○濃厚接触者に特定されなかった場合
・特定されないと明確になる日まで。

★児童生徒の新型コロナウイルス感染症に係る入院・自宅待機については、出席停止とする。

★静岡県に「まん延防止等重点措置・緊急事態宣言」が発令された場合や富士宮市の感染状況により、上記以外の対応となることもあります。